

平成27年4月1日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目の一部を改正する件について

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下「令」という。）第18条第3号の規定に基づき、「臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第220号）が本年3月31日付けで告示されたので通知します。

この告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 現行制度

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）第15条第2号では、①臨床検査技師の業務である検査（生理学的検査を除く。）に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、②政令で定めるところにより、臨床検査技師の学校又は養成所で3年以上必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者に対し、臨床検査技師国家試験の受験資格を認めている。

これに基づき、令第18条第3号では、臨床検査技師国家試験の受験資格を取得するための具体的な要件として、①大学において、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学等の検体検査に関する12科目を修めて卒業した者等であって、②大学又は臨床検査技師の学校若しくは養成所において、「生理学的検査

及び採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するもの」を修めた者に受験資格を認めることとしている。

これを受けて、「臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目」（昭和62年厚生労働省告示第22号。以下「告示」という。）では、「生理学的検査及び採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するもの」として、①医用工学概論、②臨床検査総論、③臨床生理学、④臨床化学、⑤放射性同位元素検査技術学の5科目を定めている。

第二 本告示の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第14条の規定により、法の一部が改正され、本年4月1日から、臨床検査技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、診療の補助として、以下の検体採取を業として行うことが可能となる。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

これに併せて、医療法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第46号）第3条の規定により、令の一部が改正され、令第18条第3号の「生理学的検査及び採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するもの」が「生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するもの」に改められることになる。

また、診療放射線技師学校養成所指定規則及び臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省・厚生労働省令第1号）第2条の規定により、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省・厚生省令第3号）の一部が改正され、臨床検査技師の学校又は養成所の指定を受けるための教育内容の基準について、「人体の構造と機能」の単位数が「7単位」から「8単位」に改められるとともに、新たな教育内容として「医療安全管理学」の「1単位」が追加された。

本告示は、これらの制度改正を受けて、告示の題名を「臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的

検査並びに採血及び検体採取に関する科目」に改めるとともに、新たな科目として「医療安全管理学」を告示に追加するものである。

第三 適用期日等

本告示は、本年4月1日から適用する。

ただし、本年4月1日において、現に大学又は臨床検査技師の学校若しくは養成所で臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を修得中の者については、なお従前の例によることができるものとされている。このため、本年4月1日に入学・入所する学生・生徒までは、この経過措置が適用され、「医療安全管理学」を履修していなくても、臨床検査技師国家試験の受験資格を取得することができる。

